

国民年金

新成人の皆さまへ 20歳になったら国民年金

国民年金は20歳以上60歳未満の学生、農林漁業者、自営業者、無職の方など(国民年金第一号被保険者)は加入することが義務づけられています。

●国民年金のメリット

- ・老後を支える終身保障
- 「老齢基礎年金」が受け取れる
- 一生の保障です。
- ・方が一の障害や遺族を保障
- 老後だけでなく現役世代の保障もあります。
- ・所得税などが軽減
- 納めた保険料の全額が所得から控除されることで、所得税などの軽減につながります。

●付加保険料制度

定額保険料に400円/月を上乗せすることで、将来受け取る年金を増やすことができます。付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。

毎月の保険料が払えない時は 免除・猶予制度の手続きを

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校(学校教育法で規定する修業年限1年以上の課程に在学

している方)、一部の海外大学の日本分校に在学する方は、①を利用してください。①に該当する方は、②③の申請はできません。

- ① 学生納付特例制度
- 前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
- ② 免除(全額免除・一部免除)制度
- 本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となります。
- ③ 納付猶予制度
- 50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

▼申請方法

市役所3階市民課、吉川支所市民生活課で申請してください。詳しくは市ホームページで確認、または問い合わせてください。

●ねんきんダイヤル
☎0570・05・1165
●(市)市民課 年金係



▲ホームページはこちら

ペット 猫と楽しく暮らすために

●屋内で飼育しよう

屋外には交通事故やけんかによるケガ、病気の感染などの危険があります。猫が安全で快適に暮らせるように家の中で飼いましょ。

●不妊手術をしよう

避妊・去勢手術は生殖器特有の病気を防いだり、尿マーキングや発情期に特有の鳴き声を抑えるといった効果もあります。生後半年で繁殖します。早期に手術を受けましょ。



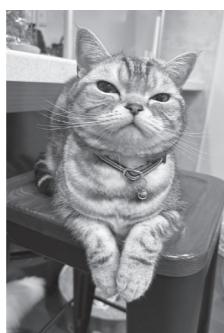
●名札(迷子札)をつけよう

もしもの時のために、猫に名札を付けることが大切です。万が一いなくなったら最寄りの動物愛護センターと警察署に連絡してください。

最期まで愛情と責任を持って飼いましょ。

問(県動物愛護センター三木支所)

☎84・3050



募集 書きそんじハガキ回収にご協力を

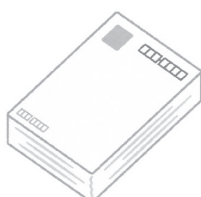
「書きそんじハガキ」がありましたら、次の場所に設置しているボックスで回収します。

回収したハガキは三木市ユネスコ協会が換金し、アジアの国々の学校や子ども達の教育環境を充実するために役立てられます。ご協力をお願いします。

▼回収期間 1月9日(火)～2月29日(木)

▼場所 市役所3階フロムナード、各市立公民館、市内各学校園、市内郵便局

問(市)生涯学習課 社会教育係



国民年金

国民年金の前納(口座振替)申込は2月末まで

「2年前納」を利用すると毎月納付する場合に比べて2年間で15,000円程度の割引になります。保険料は口座振替を利用すると、金融機関に行く手間と時間が省け、納め忘れを防ぐことができます。さらに、「早割」や「前納」を利用すると、国民年金保険料が割引されます。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

▼2年前納のメリット

- ・令和5年度の保険料割引額(参考)
- 座振替 16,100円
- 現金・クレジットカード納付 14,830円
- ・社会保険料控除は、全額を納めた年に控除するか、各年分の保険料に相当する額を各年に控除するか選択できます。
- 保険料が割引される納付方法は、その他「1年前納」「6カ月前納」などがあります。
- 現金による2年前納を利用の際は、明石年金事務所(☎078・912・4983)に問い合わせてください。

問 ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165



▲ホームページはこちら



相談 年金相談を実施

明石年金事務所の職員が年金に関する相談に応じます。

▼日時 2月8日(木)

午前10時～正午、午後1時～3時

▼会場 小野市伝統産業会館(小野市王子町806・1)

問・申込 明石年金事務所

☎078・912・4983

国保税

産前産後期間相当分の国保税が減額

1月から、産前産後期間相当分の国民健康保険税を減額する制度が始まりました。減額を適用するためには届出が必要です。

▼対象 令和5年11月1日以降に出産予定または出産した三木市国民健康保険被保険者で妊娠85日(4カ月)以降に出産した方(死産・早産・流産(人工妊娠中絶)を含む)

▼減額内容 その年度に納める保険税の所得割額と均等割額の4カ月相当分(多胎妊娠の場合は6カ月相当分)が減額されます(令和6年1月以降の期間分が対象)。

- ・単胎妊娠の減額対象期間
- 出産予定月(または出産月)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月相当分
- ・多胎妊娠の減額対象期間
- 出産予定月(または出産月)の3カ月前から出産予定月(または出産月)の翌々月相当分
- ▼届出方法 出産予定日の6カ月前から届出できます(出産後の届出可)。
- 届出に必要な書類は次のとおりです。
- ・届出書(市ホームページ、市役所3階税務課、吉川支所市民生活課の窓口にあります)
- ・母子健康手帳など(出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類)

問・届出(市)税務課 市民税係

・吉川支所 市民生活課



▲ホームページはこちら



お知らせ 三木市ふるさとハローワーク 臨時閉庁のお知らせ

ハローワークシステム更新のため、1月6日(土)は臨時閉庁します。

問 ハローワーク西神

☎078・991・1100